

# 平成28年第9回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年9月27日(火) 午前10時30分

場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 議事日程

### 第1 開 会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告

### 第5 議案審議

- ・議案第53号 南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
- ・議案第54号 南島原市英語指導助手任用規則の制定について
- ・議案第55号 教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書（平成27年度事業分）について

### 第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 中学校理科教育備品の取得について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

### 第7 閉 会

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○平成28年8月の諸会議並びに諸行事

- 24日(水) 14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)  
19:00 健康づくり推進協議会(西有家庁舎)
- 25日(木) 10:00 長崎県養護教諭研究協議大会(コレジヨホール)  
10:00 第2回自己点検・評価検討会議(南有馬庁舎)
- 29日(月) 16:00 教育支援懇談会(ザ・マーキーズ)
- 31日(水) 15:30 部局長会議(西有家庁舎)

## ○平成28年9月の諸会議並びに諸行事

- 5日(月) 10:00 第3回自己点検・評価検討会議(南有馬庁舎)  
13:30 長崎県世界遺産登録推進県民会議総会(長崎市)
- 6日(火) 9:10 口加高校体育祭(口加高校)
- 7日(水) 9:20 翔南高校体育祭(翔南高校)  
10:00 議会開会(有家庁舎)
- 8日(木) 13:30 校長研修会(コレジヨホール)
- 9日(金) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
- 10日(土) 9:00 島原中央高校体育祭(島原中央高校)
- 12日(月) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
- 13日(火) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)
- 14日(水) 10:00 議会議案質疑(有家庁舎)
- 16日(金) 10:00 議会文教厚生委員会(有家庁舎)
- 18日(日) 9:00 第2回アクアスロン大会(白浜海水浴場)

19日(月) 16:00 第2回梅谷地区運動会(旧梅谷小学校)

20日(火) 16:00 心のふるさと交流事業市長報告会(西有家庁舎)

21日(水) 16:30 南島原ジュニアバドミントンクラブ九州大会出場激励会(西有家庁舎)

23日(金) 10:00 議会決算審査特別委員会(有家庁舎)

16:00 国民体育大会、全国障害者スポーツ大会選手団壮行会(西有家庁舎)

24日(土) 9:00 第25回西日本実年ソフトボール長崎県大会(みそ五郎公園)

25日(日) 9:00 小学校運動会(加津佐、野田、南有馬、布津、飯野)

議案第 5 3 号

南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

提案理由

教職員人事異動による本市立学校への指導教諭配置に備えるため、所要の改正を行うもの。

平成 2 8 年 9 月 2 7 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

南島原市立小・中学校管理規則（平成18年南島原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「主幹教諭」の次に「、指導教諭」を加える。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（指導教諭）

第15条の4 指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第17条第4項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同条第5項中「教諭又は養護教諭」を「指導教諭、教諭又は養護教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則 新旧対照表  
 南島原市立小・中学校管理規則（平成18年南島原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(校長、教頭、教諭その他の職員)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 学校には、前項のほか必要に応じて副校長、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員、用務員その他の職員を置く。</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>(指導教諭)</u></p> <p><b>第15条の4</b> <u>指導教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</u></p> <p>(教務主任、保健主事)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教務主任は、当該学校の<u>指導教諭又は教諭</u>のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p> <p>5 保健主事は、当該学校の<u>指導教諭、教諭又は養護教諭</u>のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p>	<p>(校長、教頭、教諭その他の職員)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 学校には、前項のほか必要に応じて副校長、主幹教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、事務職員、助教諭、養護助教諭、学校栄養職員、用務員その他の職員を置く。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(教務主任、保健主事)</p> <p><b>第17条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 教務主任は、当該学校の<u>教諭</u>のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p> <p>5 保健主事は、当該学校の<u>教諭又は養護教諭</u>のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p>

議案第 5 4 号

南島原市英語指導助手任用規則の制定について

提案理由

南島原市英語指導助手の任用を行いたいので、規則を制定するもの。

平成 2 8 年 9 月 2 7 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

## 南島原市英語指導助手任用規則

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務（第3条）
- 第3章 任用期間及びその終了（第4条―第6条）
- 第4章 報酬その他の給付（第7条―第10条）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第11条―第19条）
- 第6章 服務（第20条―第27条）
- 第7章 懲戒（第28条）
- 第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この規則は、語学指導外国青年招致事業により、南島原市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年のうち、JETプログラムによる任用以外の参加者（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令及び市の条例（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

##### （定義）

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 英語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する参加者
- (2) 所属長 英語指導助手が所属する組織の長
- (3) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (4) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

#### 第2章 職務

##### （英語指導助手の職務）

**第3条** 英語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校

長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校における外国語科等の授業の補助
  - (2) 小学校における外国語活動等の補助
  - (3) 外国語教材作成の補助
  - (4) 外国語科教員等に対する現職研修への補助
  - (5) その他所属長又は校長が必要と認める職務
- 2 英語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

### 第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

**第4条** 参加者の任用期間は、1年間とする。

- 2 前項の任用期間満了後、市は、参加者として必要な能力を有すると実証される場合には、通算して3年を限度として更新することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると市が認めた場合は、3年を超えて更新することができる。

(退職)

**第5条** 参加者は、前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(免職)

**第6条** 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの原因が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合

(7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って参加者を免職することができる。

#### 第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

**第7条** 参加者の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の規定により、月額20万円とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。
- 4 報酬の日割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

**第8条** 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

**第9条** 参加者が職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、費用を弁償する。

2 市は、日本から本国の出発国際空港までの航空券又は相当分の金額を参加者の赴任及び帰国のための費用として弁償する。ただし、帰国費用は、当該参加者が第4条の任用期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、その満了後1月以内に帰国のために日本を出発する場合に限り弁償するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

**第10条** 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

## **第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職**

(勤務時間)

**第11条** 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時45分から午後1時30分までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間で平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

**第12条** 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に

定める休日をいう。)

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

**第13条** 参加者は、第4条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 参加者は、前項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。

3 参加者が第4条の任用期間満了後、市に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

4 所属長は、業務上必要があると認めるときは、参加者の申し出た年次有給休暇の時季及び期間の変更をすることができる。

(病気休暇)

**第14条** 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日(勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。)を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は、連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

**第15条** 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間

- (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
  - (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
  - (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
  - (5) 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
  - (6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
  - (7) 女子の参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
  - (8) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
  - (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
  - (10) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する3日間以内
  - (11) 入国後の住居地の届出時・査証申請時等において所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
  - (12) 要介護者の介護その他の市長が定める世話を行う参加者が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
  - (13) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- 2 前項第1号から第4号まで、第10号、第11号及び第13号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第9号まで及び第12号の特別休暇は無給とする。
- (休職)

**第16条** 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第18条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数にお

いて同じ。) を超える場合においては、市は、当該参加者の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

(1) 勤務できない事情が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた額を支給する。

(2) 勤務できない事情が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(起訴休職)

**第17条** 参加者が刑事事件に関し起訴されたときは、市は、当該参加者を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は、報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

**第18条** 参加者が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は、当該参加者を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者

(2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者

(3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(4) 前3号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

**第19条** 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号、第11号及び第13号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない

い。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第15条第1項第5号から第9号まで及び第12号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

4 第17条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

## 第6章 服務

(職務命令に従う義務)

**第20条** 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

**第21条** 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

**第22条** 参加者は、市及び語学指導外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

**第23条** 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また、同様とする。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

**第24条** 参加者は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業の従事等制限)

**第25条** 参加者は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、

若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

**第26条** 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

**第27条** 参加者は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車その他の原動機付き交通用具を運転してはならない。

## 第7章 懲戒

(懲戒処分)

**第28条** 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。  
ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

## 第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

**第29条** 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（平成

8年長崎縣市町村総合事務組合条例第18号)の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

**第30条** 市は、損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

附 則

この規則は、平成28年 月 日から施行する。

## 議案第 5 5 号

教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書（平成 2 7 年度  
事業分）について

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条の規定により、平成 2 7 年度における教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書を作成し、これを議会へ提出するとともに、公表しなければならないので、教育委員会の意見を求める。

平成 2 8 年 9 月 2 7 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

教育委員会の所管事務に係る  
自己点検・評価報告書  
(平成27年度事業分)

平成28年9月

南島原市教育委員会

## 目 次

(ページ)

- 教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価について
- 学識経験者の所見

第1 教育委員会の活動及び管理執行事務	-----	1
1 教育委員会及び教育委員の活動		
(1) 教育委員会会議の運営及び情報発信		
(2) 教育委員会と事務局との連携		
(3) 教育委員会と市長との連携		
(4) 教育機関等との連携		
(5) 教育委員の自己研鑽		
2 教育委員会が管理又は執行する事務（教育長に委任できない事務）	-----	3
(1) 教育行政運営に関する一般方針の決定		
(2) 学校その他教育機関の設置又は廃止の決定		
(3) 1件80万円を超える教育財産取得についての市長への申出		
(4) 県費負担教職員の懲戒並びに小学校長及び中学校長の任免その他の進退についての内申		
(5) 教育長、教育次長、課長及びその他の教育機関（小学校及び中学校を除く。）の長の任免		
(6) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更の決定		
(7) 教育委員会規則の制定又は改廃		
(8) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること		
(9) 教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱		
(10) 教科用図書の採択に関する基本方針の決定		
(11) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更の決定		
(12) 市文化財の指定又は指定の解除の決定		
(13) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務についての点検及び評価並びに公表		
第2 教育委員会事務局の執行事務（教育委員会から教育長が委任されている事務）	-----	4
1 教育環境の充実に関する事務		
(1) 小・中学校の耐震性の確保を図る整備工事		
(2) 小・中学校の整備改修		
(3) 社会教育施設・社会体育施設の整備改修	-----	5

2	学校教育の推進に関する事務	-----	6
	(1) 新入学児童支援事業（就学指導委員会）		
	(2) 特別支援教育推進事業（特別支援教育助手の配置）		
	(3) 子どもの悩み相談事業（心の教室相談員の配置）		
	(4) 子ども支援員配置事業		
	(5) 市教職員研修「うずしおⅡ」		
	(6) 北村西望賞教育美術展・古野賞科学技術展	-----	7
	(7) 人間教育研究指定小学校事業		
	(8) 人間教育研究指定中学校事業		
	(9) 総合学習事業（小学校）		
	(10) 総合学習事業（中学校）		
	(11) 語学指導外国青年招致事業（外国語指導助手の配置）	-----	8
	(12) 学校給食関連設備整備事業		
	(13) 南島原市立小学校適正規模・適正配置事業		
	(14) 幼児教育に係る事業	-----	9
	(15) I C T機器の整備		
3	社会教育の推進に関する事務	-----	10
	(1) 社会教育委員兼公民館運営審議会委員の活動		
	(2) 家庭教育の充実		
	(3) 地域教育力の充実	-----	11
4	スポーツの振興に関する事務	-----	15
	(1) スポーツイベントの開催		
	(2) スポーツ団体との連携	-----	16
5	文化財の保護活用に関する事務	-----	17
	(1) 資料館等の維持・管理		
	(2) 指定文化財の保護・管理		
	(3) 埋蔵文化財の発掘調査		
	(4) 文化財保護審議会		
6	世界遺産登録に関する事務	-----	18
	(1) 世界遺産登録活動推進事業		
	(2) 構成資産等の保存・整備・活用に関する事業		
	(3) 歴史資料調査及び地域調査事業	-----	19

注 報告書中、赤色（ ）書きは、前年度に報告した数値です。

## 教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価について

本市教育委員会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定によりまして、昨年度(平成27年度)の所管事務について、自己点検及び評価を行い、その報告書を作成しました。また、点検及び評価を行うに当たって学識経験者の知見の活用については、お二人にそれぞれ所見をいただきました。

自己点検及び評価に当たっては、客観的な視点に立って実施しました。その結果、特筆すべき事項として次の点が挙げられます。

教育委員会の活動においては、ホームページによる詳細な会議録の公開を開始し、積極的な情報発信を行いました。さらに、総合教育会議を通じての活発な意見交換と学校訪問や各種学校行事に参加することにより、市長や学校との連携を図りました。また、学校施設整備においては、統廃合における拠点校を中心に改修整備を行いました。耐震化については、平成26年度に全小・中学校の校舎及び体育館の耐震化改修工事が完了しましたが、学校施設の更なる安全性向上を図るため、8中学校のうち4中学校の非構造部材耐震化改修工事を実施しました。今後は、すべての学校の非構造部材耐震化改修工事を計画的に進めていき、安心・安全で快適な学校環境づくりに努めてまいります。

学校教育の推進においては、平成24年8月、南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画を策定し、複式学級の解消及び分校の本校併合を進めてまいりました。平成27年度末には、西有家小、龍石小、長野小、慈恩寺小、見岳小の5校の統合及び布津小の第一分校及び第二分校を本校に併合いたしました。また、確かな学力を育む教育を推進するために、子ども支援員等の配置や教職員研修「うずしおⅡ」の開催、計画的な学校訪問等を実施しました。併せて、生きるための学力と人間力の向上をねらった研究指定や就学指導、子どもの悩み相談事業を展開しました。さらに、各学校の特色ある取組を支援するために総合学習事業等を実施しています。今後も、各事業を効果的・継続的に推進してまいります。

社会教育の推進においては、子育てしやすいまち、住み続けたいまちをめざし、家庭教育支援に関わる家庭教育コアサポーター等の地域人材の養成や南島原ファミリープログラムを活用し、乳幼児を持つ親からの学習機会の充実に取り組みました。さらに、本市の社会教育の代名詞ともいえる放課後子ども教室「寺子屋21」についても、中学生を対象にした学習支援「南島原未来塾」を新規開設したほか、土曜学習活動のみならず平日の放課後対策としての教室の設置や地域で学ぶ通学合宿モデル事業を行なうなど、地域的・現代的課題の解決に向けて取り組んでおります。また、県の事業である長崎っ子を育む地域・家庭教育力向上推進事業のモデル指定を受け、学校支援会議を核に「南島原っ子の夢・憧れ・志育成プロジェクト」を立ち上げ、学校・家庭・地域の更なる連携協力による子どもたちの生きる力や相互の教育力向上を図りました。今後も家庭教育支援と子どもの健全育成を柱に、社会教育施設等における人生各期における学びの機会の充実と学びの成果を地域に還元できる人材の育成を行い、芸術文化の振興、6図書館2図書室の恵まれた環境を活かし、司書を学校図書館へ派遣する「本でつながる学校図書館連携事業」など読書活動の推進に努めてまいります。

スポーツ振興に関しては、市制施行10周年記念事業として位置づけし「第25回原城マラソン大会」を盛大に開催いたしました。今後も、市民総参加型の一大イベントとして開催してまいります。また、市内スポーツ指導者等を対象に最新の指導方法や理論を学ぶ講習会を開催してまいりましたが、今後も継続して多種多様な講習会を開催し、競技力の向上に努めてまいります。

文化財保護行政においては、国土交通省の砂防事業に伴う権現脇遺跡の発掘調査や、県営圃場整備に伴う諏訪の上遺跡の発掘調査などを行いました。今後とも、遺跡の発掘調査を継続しながら文化財保護意識の向上と市民への啓発の継続を図ってまいります。

世界遺産登録に関しては、史跡日野江城跡と原城跡が構成資産に含まれる「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が、平成26年度の国内推薦資産に選定され、ユネスコに推薦書が提出されました。平成27年度には国際記念物遺跡会議(イコモス)の現地調査が実施され、平成28年度の世界文化遺産への登録に向けて準備を進めてまいりました。しかしながら、推薦書に対するイコモスの中間報告で、より禁教期に焦点をあてて推薦書を書き直すよう提案がなされたことから、平成28年2月、推薦書が取り下げられることとなりました。市では、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の確実かつ最短での登録を目指すという方向性を関係自治体と確認した上で準備を進め、3月末には国内推薦を得るための推薦書が長崎県から文化庁に提出されています。本市では、今後も本市の歴史遺産の価値を明確にし、より多くの方々に理解を深めていただくと同時に、万全な状態で史跡を保護管理しながら、平成30年度の世界遺産登録が実現するよう着実に準備を進めてまいります。

平成28年9月

南島原市教育委員会

# 所 見

南島原市教育委員会が平成27年度の事務について行った自己点検及び評価に対する私の所見を述べさせていただきます

## 1 教育委員会及び教育委員の活動について

教育委員会の業務を総括・運営するにあたり、一番重要であり活動を大きく左右するものであるが、定期的及び必要に応じて会合を開催したり、市長を含む市行政機関との連携をとられ、目的遂行のため努力されている状況が伺え、確実に評価できます。

また、教育委員及び事務局員は、積極的に多くの学校訪問や行事参加をなされ、現場の実態を観察すると同時に状況をきちんと把握され、教育行政に活かされようとする姿が見られ、十分に評価できます。今後も、関係機関との連携を更に密にして、いろいろな手段を駆逐して必要事項を検討・協議し、的確な業務が遂行されるように切望します。

## 2 教育委員会が管理又は執行する事務について

この分野において市教育振興基本計画を策定し13項目が実施されているが、それぞれ、項目の内容に従い活動がなされ、きちんとした実践状況が伺える。

なおこの分野は教育長に委任できない分野でもあり、長の任命や教育予算の議案また、市文化財の指定・解除等に関わるので、委員会及び委員の慎重な検討と公正なる審議を今後も実践されるよう希望します。

学識経験者の知見の活用を図ることにおいて、十分に目を通すためには資料送付がやや遅い。早めに行われ、点検・評価の価値を高めて欲しい。

## 3 教育環境の充実に関する事務について

学校施設は将来の南島原市を背負う子どもが学習・生活する場であるので、夢を育み実践に結びつける最大の良き場でなければならない。又、地域住民の応急避難場所でもある。その事を十分に理解され、4中学校の非構造部材耐震化改修工事を中心にした必要な小・中学校の整備・改修及び耐震補強工事を行われている事は一定の評価ができます。なお市内の小・中学校を見渡すと新築の必要性が今後は予想され、莫大な多くの予算も必要になりますので、整備改修については長期的展望計画を作成し、市行政や議会とも更に連携を取り、支援をいただき計画を推進すべきである。

## 4 学校教育の推進に関する事務について

諸事情により不登校児童・生徒が存在したり、心に悩みを抱え、本来の学校生活を送りにくい子が、また生まれつき障害のある児童・生徒がいる実状を十分に把握され、それに対する特別支援教育助手の配置や心の教室相談員を配置して、全子どもに対処する姿が伺えた事は十分に評価できます。

市独自で推進されている特色ある人間教育研究指定小・中学校事業や市教職員研修うずしおⅡ、また本市で誕生された偉大な二氏と関連された北村西望賞教育美術展・古野賞科学技術展は市民の

文化向上や人格の高揚に大きく寄与していたり、小・中学生の夢を育み夢に向かう努力の重要性に大きく影響を及ぼしていると考えられ高く評価できます。この事で事務に多忙をきわめますが、将来一人ひとりが価値ある人間であることの主旨を大切に今後も開催されますよう要望します。

学校統廃合については、適正規模・適正配置実行計画に基づいてなされ、評価できます。今後も児童数が減少し統廃合が予想されるが、学校は今まで地域の核・文化面の中心にもなっているので、地域住民と十分に意見交換し配慮して進める必要があります。

## 5 社会教育の推進に関する事務について

家庭教育はすべての教育の出発点という認識のもと、人材育成養成講座や137の学びの機会講座の開設や市内2会場で家庭教育講演会を開催した事は、市民力の向上であり人材の育成と親の学びの機会充実・意識高揚に大きく貢献したと思われまます。

また、新規開設「南島原未来塾」や地域で学ぶ6泊7日を中心とした「通学合宿事業」も各町で行われ児童や生徒及び保護者にとって家庭教育の在り方を見直すすばらしい機会となったと考えられます。そして放課後子ども教室「寺子屋21」は県内で最先端をいくと同時にセミナリヨ版画展も本市が誇れる事業で、青少年健全育成と非行防止に大きく寄与していると考えられます。他の事業も小・中学生をはじめ市民が本物を鑑賞できたり、ふれる機会になって心の情操豊かさ向上に大きく貢献している事が伺え、高く評価できます。市内6図書館2図書室の活用を更に図るため、幼児向けの内容本を検討し備え親子で図書館にいく体制づくり〈親子の遊び場として〉を検討して欲しい。

## 6 スポーツ振興に関する事務について

市内の各所で大きなスポーツ大会や多岐にわたる内容で開催されている事は市民の健康増進・体力と運動能力向上に寄与すると同時にスポーツによる地域活性化のため役にたっていると評価します。なお、2020年にはTOKYOオリンピックが開催される予定で、スポーツ熱が更に高まる事が考えられるので、スポーツ団体の支援と同時に連携を今以上に密にして健康増進と競技力向上に努力する必要があると思われまます。

## 7 文化財の保護活用に関する事務及び世界遺産に関する事務について

これまでの文化財保護活動や原城跡・日野江城跡の世界遺産登録に向け努力された事が伺えると同時に、イコモスより指摘を受けた。そのことをどのように受け止め、どのように対処するか今後の本市の発展を大きく左右すると思われまます。イコモスの助言を有効に活用し、関連機関と細かな連携をとられ、再度推薦でき登録認定される努力を切望します。また、この事は市民の自慢とも繋がり活気あふれる街づくりにも貢献します。

以上で私の所見と評価とさせていただきます。

平成 28年 9月 5日

池田 英一

# 「教育委員会の所管事務にかかる自己点検・評価報告書」についての所見 (平成27年度事業分)

## 第1 教育委員会の活動及び管理執行事務

### 1 教育委員会及び教育委員の活動

- 2回の総合教育会議では、教育課題の共有や事業の進捗状況など幅広く協議されていることを評価する。今後も協議内容が南島原の教育に反映され、ますます充実することを期待する。
- 議事録の公表は、教育委員会会議の透明化に繋がり評価する。
- 機能する教育委員会として積極的に学校訪問を行い、教育施設・学校経営・児童生徒の活動状況等を把握した上で、学校現場への支援がなされていることを評価する。

### 2 教育委員会が管理又は執行する事務

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正後、速やかに活動状況の点検及び評価を実施し、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任が果たされていることを評価する。

## 第2 教育委員会事務局の執行事務

### 1 教育環境の充実に関する事務

- 学校施設は、学びの場と避難所としての役割を担っていることから、地域住民にとっても欠かせない施設であり、計画的に整備改修が進められていることを評価する。今後も学校統合計画等との整合性を考慮して、老朽化により整備改修が求められている箇所については迅速な対応を期待する。

### 2 学校教育の推進に関する事務

- 学力向上に向けては、児童生徒の減少により、少人数によるきめこまかな指導ができる学習環境である。各学校の実態に即した助言と支援を期待したい。  
また、学力向上は、学校だけの努力で実現は厳しいことから、将来的な姿としてPTAや地域住民の協力を得て支援する態勢が理想的であると考え。生涯学習課と連携して、「南島原未来塾」を基盤に整備を進めることも、成果に繋げる一方策であると思う。
- 子どもたちに最低限必要な情報活用能力を身に付けさせるため、ICT機器を計画的に導入し、機器を活用した授業改善により、学力向上を目指されていることは評価できる。  
ICTの活用と教員の授業技術の結合により、一層の成果を期待する。
- 義務教育への円滑な橋渡しを目指して、幼稚園・保育園と担当課との連携により情報の共有化が図られ、小学校では学びや育ちの連続性を意識した指導が展開されていることを評価する。  
発達や学びの連続性を踏まえた幼小接続の取組の深まりを期待する。

### 3 社会教育の推進に関する事務

- 県下でモデル的存在である寺子屋21・南島原未来塾は、地域や市民との連携により幅広く実施され、子どもたちの感動体験に繋がっている。特に、子どもにとっては学ぶ喜びや活動する喜びとなり、指導者にとっては学びの蓄えを発表する場になっていることを高く評価する。  
今後も積極的に取り組む必要がある。
- 時代の流れにより、小学生の時期から人権問題やインターネット等を活用する上での様々な問題を学ぶ機会が必要であり、事業の拡充に向けて予算確保を期待する。
- 学校司書等を全小・中学校へ配置することが最高の状態であるが、予算に限りがあることから、市立図書館から派遣することで、「人のいる図書館」が実現していることは評価できる。  
子どもたちの本離れの防波堤として、今後も読書教育の一助を担ってほしい。

#### 4 スポーツの振興に関する事務

- 高齢化や少子化により人口減少が進む中、各種スポーツ大会等への参加者の増加は、担当課の仕掛けや運営努力の成果である。高齢者や中年層を対象に無理をせず楽しく活動ができることを基本とした事業の企画は、活気あるまちづくりに繋がると思われる。
- 各スポーツ大会やイベントは、毎年一定数の参加者を確保し成果を上げている。特に原城マラソン大会では、申込者が約2000人規模となり、施策が根付いてきていることは評価できる。
- 幼児期における運動の実践は、心身の発育に極めて重要であることから、保育園や幼稚園へ講師を派遣し、「からだ遊び教室」を実施していることは評価できる。園児は、体を動かす楽しさを実感し、意欲や気力の高揚に繋がっていると思われる。今後、要請が増えると思われることから、現状の予算の枠組みでは実施が厳しく、補助金の確保を期待したい。

#### 5 文化財の保護活用に関する事務

- 長期にわたる事業であることから、継続した普及啓発や情報発信が重要である。担当課の努力により目標を概ね達成していることは評価できる。今後も関係部署等との連携や情報の共有化を図り、歴史を活かしたまちづくりに向けて英知を期待したい。
- 出土資料の適切な保存と管理は、専門職員が先例と照らし合わせて行うことから、専門職の計画的な配置が不可欠である。文化財の保存継承には、予算の確保が必要である。

#### 6 世界遺産登録に関する事務

- 平成30年の世界遺産登録実現に向けて、引き続き関係区市町と連携し、資料の準備や県民の意識高揚に力を注がれることを期待する。その成果が、市外からも足を運びたいと思う南島原市になると考える。
- 史跡等は、歴史を活かしたまちづくりの基盤となる歴史遺産として、地権者の理解を得ながら段階的に公有地化し、調査・整備が着実に進められていることを評価する。

#### 所 感

各課は、市民のニーズや時代の流れに沿って多岐に亘り事業を推進し、日々努力されている姿勢がうかがえ、一市民として感謝しています。

事業を展開する上では、財源と人材が不可欠です。財源には限りがあり定められた予算の中で事業の継続・改善・廃止などの事業改善に努め、最大の事業効果を目指されていることは高く評価します。

また、魅力ある事業を推進するには「人材」が求められます。職員一人ひとりの力量とスタッフの数が必要であり、それらが一つになれば、地域に活力を生み出す取り組みが期待できると考えます。

事務事業の点検評価は、市民にとっては一目瞭然であることが好ましく、南島原市教育振興基本計画の策定及び実施開始から一定期間が経過しており、評価シートの見直しや一部修正など、様式を検討してもいい時期と思います。

平成28年 9月 5日

松尾 隆

# 第1 教育委員会の活動及び管理執行事務

## 1 教育委員会及び教育委員の活動

項目		点検・評価のコメント
		活動内容等
(1) 教育委員会会議の運営及び情報発信	① 会議の開催回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議が必要な事項については漏れなく行われており、会議回数に過不足はないものと評価できる。</li> <li>定例会を12回(月1回)、臨時会を4回実施した。臨時会の内容は中学校教科用図書採択、小・中学校教職員人事異動の内申、南島原市立小学校長の人事等に関するもので、定例会で審議しては間に合わない緊急を要する案件について実施したものである。</li> <li>教育委員会に提案した議案等は、総数67件であった。</li> </ul>
	② 会議の傍聴者の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会の定例会及び臨時会開催の市民への周知は、公告及びホームページを利用して行っている。</li> <li>また、会議は原則公開としているが、傍聴の申請はなかった。</li> </ul>
	③ 会議録の公開、広報、公聴活動の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会の会議録については、平成28年1月の定例会から、ホームページによる公開を開始したことは、大いに評価できると考える。</li> <li>詳細な会議録をホームページで公開…3回</li> </ul>
(2) 教育委員会と事務局との連携		<ul style="list-style-type: none"> <li>現段階においては、特に問題が発生している事例もなく、教育委員と事務局間での連携は問題なく図られていると考える。</li> <li>重要な審議が発生した場合は、その都度臨時会を開催しているので連携が取れていると考える。</li> <li>教育委員会の議題のうち議案に関しては、委員が議案の検討を事前に十分行うことができるよう会議日以前に教育委員へ資料を送付している。</li> <li>懸案事項等にかかる教育委員勉強会などの会議は開催していないが、教育委員会会議の所管事項報告において、諸問題に係る意見交換や検討・報告が十分になされており、教育委員と事務局間で意思疎通が図られていると考える。</li> </ul>
(3) 教育委員会と市長との連携		<ul style="list-style-type: none"> <li>総合教育会議において、積極的な意見交換が行われており、教育委員と市長との連携は図られていると考える。</li> <li>なお、副市長もオブザーバーとして会議に参加している。</li> <li>また、教育長は事務局の長として、市長・副市長と連携を図っている。</li> <li>総合教育会議…2回開催</li> </ul>
(4) 教育機関等との連携	① 学校への訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校訪問は学校の教育環境の実態を把握し、必要に応じて改善の手立てを講じることがねらいである。原則として3年で全校を訪問することとしており、教育長が事務局の長としての責務により、学校訪問していることは大いに評価できる。</li> <li>また、教育委員もすべての学校訪問に同行していることも、大いに評価できる。</li> <li>訪問回数…小学校5校、中学校3校及び幼稚園を各1回ずつ訪問した。</li> <li>教育委員は、学校訪問の他に研究発表会、授業参観、卒業式、入学式などの各種行事にも事務局と手分けして出席している。</li> </ul>
	② その他施設への訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設で行なわれる行事等の開催に合わせて訪問を行っていることは評価できるが、まだ行事開催等以外での教育・文化施設の視察を実施できなかったことは反省すべき点である。</li> <li>視察を目的とした訪問は、特に行っていない。</li> </ul>
(5) 教育委員の自己研鑽		<ul style="list-style-type: none"> <li>外部研修会等には計画的な参加態勢をとり、研鑽に努めている。</li> <li>また、新しい情報や懸案事項等については、その都度、教育委員会の会議の場において、議題にするなど一定の情報の共有化を図っている。</li> <li>教育委員個人では、市内外で行われる教育講演会等に参加するなど自己研鑽に努めている。</li> <li>〔活動内容〕</li> <li>教育長… 都市教育長協議会(全国・九州・県)の研究会等に参加し、各市の教育長との情報交換、懸案事例の検証等を行った。</li> <li>教育委員(教育長も含む。) ……</li> <li>外部研修会に参加し、情報交換や研究等研鑽を行った。</li> <li>特に、長崎県市町村教育委員研究大会(島原大会)では生涯学習分科会において、本市教育委員が研究発表を行うなど有意義な研修であった。</li> </ul>

項目	点検・評価のコメント														
	活動内容等														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全国対象</th> <th>九州内対象</th> <th>県内対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加回数</td> <td>1回(1回)</td> <td>1回(1回)</td> <td>8回(5回)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人員</td> <td>1人(1人)</td> <td>1人(1人)</td> <td>17人(12人)</td> </tr> </tbody> </table>		全国対象	九州内対象	県内対象	参加回数	1回(1回)	1回(1回)	8回(5回)	参加延べ人員	1人(1人)	1人(1人)	17人(12人)		
	全国対象	九州内対象	県内対象												
参加回数	1回(1回)	1回(1回)	8回(5回)												
参加延べ人員	1人(1人)	1人(1人)	17人(12人)												

## 2 教育委員会が管理又は執行する事務（教育長に委任できない事務）

項目	点検・評価のコメント
	活動内容等
(1) 教育行政運営に関する一般方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南島原市教育振興基本計画」を策定しており、その目的を達成するために日々努力しており、その点については評価できる。</li> </ul>
(2) 学校その他教育機関の設置又は廃止の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画に基づく小学校統廃合については、教育委員会会議の中で遺漏なく審議されていると評価する。</li> <li>布津小学校第一分校及び布津小学校第二分校を廃止し、布津小学校へ併合、及び西有家小学校、龍石小学校、慈恩寺小学校、見岳小学校及び長野小学校5校を統合して、西有家小学校の設置…12月定例会で議決</li> </ul>
(3) 1件80万円を超える教育財産取得についての市長への申出	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会会議での審議が必要である。</li> <li>小学校教育用パソコン、中学校教育用パソコン、ICT機器、スクールバス、南島原市図書館システムの導入及び西有家小学校用地購入について予算議案の中で審議した。</li> </ul>
(4) 県費負担教職員の懲戒並びに小学校長及び中学校長の任免その他の進退についての内申	<ul style="list-style-type: none"> <li>任免その他の進退についての内申にかかる決定は、教育委員会会議の中で遺漏なく審議されているものと評価する。</li> <li>教職員の人事内申…11月と2月臨時会で議決</li> </ul>
(5) 教育長、教育次長、課長及びその他の教育機関（小学校及び中学校を除く。）の長の任免	<ul style="list-style-type: none"> <li>任免その他の進退にかかる決定は、教育委員会会議の中で遺漏なく審議されているものと評価する。</li> <li>事務局職員の人事に係る審議…3月定例会で審議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定による。）</li> </ul>
(6) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会会議での審議が必要である。</li> <li>事例なし。</li> </ul>
(7) 教育委員会規則の制定又は改廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な規則等の制定改廃については、遅滞なく、漏れなく審議している。</li> <li>規則、要綱、規程の制定改廃議案…29件（各定例会で議決）</li> </ul>
(8) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な案件については、漏れなく審議している。</li> <li>条例議案 条例改正8件（8月、10月、11月、1月、2月定例会）</li> <li>契約議案 財産取得3件（11月定例会）</li> <li>予算議案 当初予算案（1月定例会で報告） 補正予算案（6月、8月、11月、2月で報告）</li> </ul>
(9) 教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な審議については、遅滞なく、漏れなく実施している。</li> <li>委員の任命等議案…9件（各定例会で議決）</li> </ul>
(10) 教科用図書の採択に関する基本方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会において調査審議し、教育委員会で採択することを議決した。</li> <li>平成28年度使用の中学校教科用図書の採択…8月の臨時会で議決</li> </ul>
(11) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>布津小学校第一分校及び布津小学校第二分校を廃止し、布津小学校に併合、及び西有家小学校、龍石小学校、慈恩寺小学校、見岳小学校及び長野小学校の廃止並びに西有家小学校の設置に伴い、通学区域の変更について審議した。</li> <li>平成28年4月1日からの西有家小学校の通学区域設定…3月の定例会で議決</li> </ul>
(12) 市文化財の指定又は指定の解除の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、教育委員会が文化財保護審議会に諮問する形をとっている。同審議会委員が現地視察を実施し、調査検討・慎重審議した上での答申によって、教育委員会で議決を行うこととしている。</li> <li>新たに市指定にした文化財は31件（3月定例会で議決）</li> </ul>
(13) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による教育委員会の権限に属する事務についての点検及び評価並びに公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己点検及び評価を行い、その報告書を作成し、これを議会へ提出し、公表したことは一定の評価ができる。</li> <li>点検及び評価を行うに当たって、学識経験者の知見の活用を図ることができた。会議は3回行なった。</li> </ul>

## 第2 教育委員会事務局の執行事務（教育委員会から教育長が委任されている事務）

### 1 教育環境の充実に関する事務

項目	点検・評価のコメント																											
	活動内容等																											
(1) 小・中学校の耐震性の確保を図る整備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要である。校舎及び体育館の耐震補強工事は平成26年度で終了したが、学校施設の更なる安全性向上を図るため、中学校4校の非構造部材耐震化改修工事を実施したことは一定の評価ができる。                      今後は、小・中学校の非構造部材耐震化改修工事を計画的に進めていく予定である。</li> <li>中学校の非構造部材耐震化改修工事…4校</li> </ul>	<p>工事費(円)</p> <table> <tr> <td>口之津中学校非構造部材耐震化改修工事</td> <td>41,978,520</td> </tr> <tr> <td>南有馬中学校非構造部材耐震化改修工事</td> <td>34,943,400</td> </tr> <tr> <td>布津中学校非構造部材耐震化改修工事</td> <td>68,749,560</td> </tr> <tr> <td>深江中学校非構造部材耐震化改修工事</td> <td>46,958,400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>192,629,880</td> </tr> </table>	口之津中学校非構造部材耐震化改修工事	41,978,520	南有馬中学校非構造部材耐震化改修工事	34,943,400	布津中学校非構造部材耐震化改修工事	68,749,560	深江中学校非構造部材耐震化改修工事	46,958,400	合計	192,629,880																
口之津中学校非構造部材耐震化改修工事	41,978,520																											
南有馬中学校非構造部材耐震化改修工事	34,943,400																											
布津中学校非構造部材耐震化改修工事	68,749,560																											
深江中学校非構造部材耐震化改修工事	46,958,400																											
合計	192,629,880																											
(2) 小・中学校の整備改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校施設及び設備の老朽化等に伴い、下記施設の整備改修工事を行った。市財政が逼迫している中で、緊急性の高い箇所から整備改修ができたことは一定の評価ができる。</li> <li>小学校施設の整備改修等…10か所</li> </ul>	<p>工事費(円)</p> <table> <tr> <td>西有家小学校校舎改修工事</td> <td>20,525,400</td> </tr> <tr> <td>南有馬小学校校舎改修工事</td> <td>58,893,480</td> </tr> <tr> <td>小林小学校2階トイレ便器取替え工事</td> <td>261,360</td> </tr> <tr> <td>布津小学校3階トイレ便器取替え工事</td> <td>497,880</td> </tr> <tr> <td>口之津小学校運動場フェンス改修工事</td> <td>583,200</td> </tr> <tr> <td>口之津小学校校内手摺り設置工事</td> <td>75,600</td> </tr> <tr> <td>大野木場小学校教室黒板灯設置工事</td> <td>98,029</td> </tr> <tr> <td>吉川地区通学バス待合所設置工事</td> <td>324,000</td> </tr> <tr> <td>堂崎小学校伐採工事</td> <td>239,760</td> </tr> <tr> <td>加津佐小学校児童用玄関前側溝蓋取替え工事</td> <td>38,556</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>81,537,265</td> </tr> </table>	西有家小学校校舎改修工事	20,525,400	南有馬小学校校舎改修工事	58,893,480	小林小学校2階トイレ便器取替え工事	261,360	布津小学校3階トイレ便器取替え工事	497,880	口之津小学校運動場フェンス改修工事	583,200	口之津小学校校内手摺り設置工事	75,600	大野木場小学校教室黒板灯設置工事	98,029	吉川地区通学バス待合所設置工事	324,000	堂崎小学校伐採工事	239,760	加津佐小学校児童用玄関前側溝蓋取替え工事	38,556	計	81,537,265				
西有家小学校校舎改修工事	20,525,400																											
南有馬小学校校舎改修工事	58,893,480																											
小林小学校2階トイレ便器取替え工事	261,360																											
布津小学校3階トイレ便器取替え工事	497,880																											
口之津小学校運動場フェンス改修工事	583,200																											
口之津小学校校内手摺り設置工事	75,600																											
大野木場小学校教室黒板灯設置工事	98,029																											
吉川地区通学バス待合所設置工事	324,000																											
堂崎小学校伐採工事	239,760																											
加津佐小学校児童用玄関前側溝蓋取替え工事	38,556																											
計	81,537,265																											
	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校施設の整備改修…12か所</li> </ul>	<p>工事費(円)</p> <table> <tr> <td>北有馬中学校技術科室屋根改修工事</td> <td>6,974,640</td> </tr> <tr> <td>有家中学校屋上フェンス撤去工事</td> <td>388,368</td> </tr> <tr> <td>南有馬中学校普通教室カーテン新設工事</td> <td>202,446</td> </tr> <tr> <td>有家中学校管理棟屋根防水改修工事</td> <td>9,956,520</td> </tr> <tr> <td>有家中学校屋内消火栓給水管改修工事</td> <td>294,840</td> </tr> <tr> <td>北有馬中学校体育館照明改修工事</td> <td>6,407,640</td> </tr> <tr> <td>口之津中学校配管復旧工事</td> <td>340,385</td> </tr> <tr> <td>西有家中学校駐車場舗装工事</td> <td>6,356,520</td> </tr> <tr> <td>有家中学校1階玄関天井張替え工事</td> <td>233,064</td> </tr> <tr> <td>加津佐中学校給水管漏水改修工事</td> <td>299,160</td> </tr> <tr> <td>加津佐中学校階段手摺り改修工事</td> <td>172,800</td> </tr> <tr> <td>口之津中学校校舎トイレ改修工事</td> <td>1,404,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33,030,383</td> </tr> </table>	北有馬中学校技術科室屋根改修工事	6,974,640	有家中学校屋上フェンス撤去工事	388,368	南有馬中学校普通教室カーテン新設工事	202,446	有家中学校管理棟屋根防水改修工事	9,956,520	有家中学校屋内消火栓給水管改修工事	294,840	北有馬中学校体育館照明改修工事	6,407,640	口之津中学校配管復旧工事	340,385	西有家中学校駐車場舗装工事	6,356,520	有家中学校1階玄関天井張替え工事	233,064	加津佐中学校給水管漏水改修工事	299,160	加津佐中学校階段手摺り改修工事	172,800	口之津中学校校舎トイレ改修工事	1,404,000	計	33,030,383
北有馬中学校技術科室屋根改修工事	6,974,640																											
有家中学校屋上フェンス撤去工事	388,368																											
南有馬中学校普通教室カーテン新設工事	202,446																											
有家中学校管理棟屋根防水改修工事	9,956,520																											
有家中学校屋内消火栓給水管改修工事	294,840																											
北有馬中学校体育館照明改修工事	6,407,640																											
口之津中学校配管復旧工事	340,385																											
西有家中学校駐車場舗装工事	6,356,520																											
有家中学校1階玄関天井張替え工事	233,064																											
加津佐中学校給水管漏水改修工事	299,160																											
加津佐中学校階段手摺り改修工事	172,800																											
口之津中学校校舎トイレ改修工事	1,404,000																											
計	33,030,383																											
	合計	114,567,648																										

項目	点検・評価のコメント	
	活動内容等	
(3) 社会教育施設・社会体育施設の整備改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育施設・社会体育施設の老朽化等に伴い、下記施設の整備改修を行った。市財政が逼迫している中で、緊急性の高い箇所から整備改修ができたことは一定の評価ができる。</li> <li>社会教育施設及び社会体育施設の整備改修… 8か所</li> </ul>	
		工事費(円)
	ありえコレジヨホール浄化槽補修工事	3,495,960
	堂崎公民館外壁改修工事	5,616,000
	ありえコレジヨホール太陽光発電設備設置工事	43,231,320
	布津ふるさと道場壁改修工事	2,764,800
	有家総合運動公園高圧受電設備等改修工事	6,362,280
	南有馬運動公園流末整備工事	417,960
	小林第三運動広場整備工事	3,456,000
	西有家B&G体育館屋根防水改修工事	18,060,840
	合 計	83,405,160

## 2 学校教育の推進に関する事務

項目	点検・評価のコメント
	活動内容等
(1) 新入学児童支援事業 (就学指導委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む。）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学指導の適正を期して、教育委員会の諮問に応じて、その結果を答申した。適切な就学指導を行った。</li> <li>開催期日 …7月15日・11月18日</li> <li>開催場所 …南有馬庁舎会議室</li> <li>出席者 …就学指導委員13人、教育長他4人、計17人</li> <li>審議件数 …45件(48件)</li> </ul>
(2) 特別支援教育推進事業 (特別支援教育助手の配置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育助手は、障害のある児童生徒が多くの友達と交わり、明るく充実した学校生活を過ごして成長できるよう、教師や保護者との連携を強化し、児童生徒の状況に応じた適切な学習指導、生徒指導及び進路指導を行っている。</li> <li>特別支援教育の推進とともに、支援が必要な児童生徒に対し、個別指導や適切な支援がなされた。</li> <li>配置状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>配置人数 …26人(29人)</li> <li>配置学校数 …24校(2校は2人配置)(27校)</li> <li>全出勤日数 …4,446日/年間(4,921日/年間)</li> <li>平均の出勤日数…15.5日/月(15.9日/月)</li> </ul> </li> </ul>
(3) 子どもの悩み相談事業 (心の教室相談員の配置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>心の教室相談員は、不登校児童生徒の学校復帰へ向けて支援するとともに、校内にあっては、いじめなど心に悩みを持つ児童生徒の相談を受け、精神的安定を保つよう努力している。本市小・中学校における出席不良児童生徒は、小学生6人(3人)、中学生19人(24人)である。</li> <li>また、通級型心の教室「つばさ」に相談員7人(7人)を配置し、個別に適応指導を進めている。生徒8人(8人)が通級し、卒業生2人(7人)が高等学校に進学する等の成果をあげた。</li> <li>配置状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>配置人数 …19人(20人)</li> <li>配置学校数 …12校(13校)</li> <li>全出勤日数 …2,959日/年間(2,952日/年間)</li> <li>平均の出勤日数…13.0日/月(12.3日/月)</li> </ul> </li> <li>不登校児童生徒数 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 …6人・全体の0.26%(3人・全体の0.13%)</li> <li>中学校 …19人・全体の1.37%(24人・全体の1.78%)</li> </ul> </li> </ul>
(4) 子ども支援員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども支援員は、通常の授業における学習支援、作業支援及び学習環境整備等を行い、授業者及び児童生徒の支援に当たっている。</li> <li>支援を要する児童生徒の基礎学力定着に役立った。</li> <li>配置状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>配置人数 …19人(19人)</li> <li>配置学校数 …17校(19校)</li> <li>全出勤日数 …3,221日/年間(3,295日/年間)</li> <li>平均の出勤日数 …15.4日/月(15.8日/月)</li> </ul> </li> </ul>
(5) 市教職員研修「うずしおⅡ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>南島原市の教育の在り方の実現を目指して、自らの人格の高揚に励むとともに、校長の崇高な教育理念が具現化される学校の実現へ向けて、確かな実践力の向上を図っている。</li> <li>校長、教頭、教務主任、研究主任の研修とともに、学校現場のニーズに応じた「授業改善、特別支援教育、ICT教育、生徒指導等」をテーマとした研修も実施した。</li> <li>実施内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>開設講座の種類 …6講座(校長、教頭、教務主任等の主任 他)</li> <li>実施講座数 …16講座(16講座)</li> </ul> </li> <li>受講対象…全教職員</li> <li>講座終了後のアンケートから ねらいに基づく構成や運営がなされたか</li> </ul>

項目	点検・評価のコメント
	活動内容等
	<p>思う…75.7% (68.1%)          やや思う…22.7% (29.5%)          やや思わない…1.6% (2.1%)          思わない…0.0% (0.3%)</p>
(6) 北村西望賞教育美術展 ・古野賞科学技術展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南島原市の出身で名誉市民であられる北村西望氏、同じく名誉市民であられる“世界初の魚群探知機の開発”で有名な古野清孝氏、古野清賢氏御兄弟の御功績を称え、本市小・中学校の美術教育並びに科学技術教育の振興を図ることを目的として開催している。</li> <li>11月20日～22日に展覧会を開催し、22日には表彰式を開催した。 参観者数373人(465人)</li> <li>・北村西望賞教育美術展入賞 総出品数 359点 (276点) 西望賞…小学生4人・中学生2人 (小学生4人・中学生2人) 奨励賞…小学生16人・中学生6人 (小学生14人・中学生6人) 入選…小学生60人・中学生20人 (小学生60人・中学生15人)</li> <li>・古野賞科学技術展入賞者 総出品数 93点 (80点) 古野賞…小学生1人・中学生1人 (小学生1人・中学生1人) 優秀賞…小学生2人・中学生1人 (小学生2人・中学生1人) 奨励賞…小学生6人・中学生3人 (小学生7人・中学生2人)</li> </ul>
(7) 人間教育研究指定小学校事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生きるための学力と人間力の向上」をテーマに先進的な研究を行う。</li> <li>・指定期間…原則として2年間</li> <li>・指定校 …野田小学校 (平成26年度～27年度) …堂崎小学校 (平成27年度～28年度)</li> <li>・研究費 指定校に対し、研究費として年間10万円の市費助成を行う。</li> <li>・研究実績 研究発表会の開催 野田小学校…11月13日 2年次 本発表 堂崎小学校… 1月22日 1年次 中間発表 研究紀要の作成・配布 (市内全小・中学校) 野田小学校…11月13日 2年次 本発表時 堂崎小学校… (28年度)</li> </ul>
(8) 人間教育研究指定中学校事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生きるための学力と人間力の向上」をテーマに先進的な研究を行う。</li> <li>・指定期間…原則として2年間</li> <li>・指定校 …深江中学校 (平成26年度～27年度)</li> <li>・研究費 …指定校に対し研究費として年間10万円の市費助成を行う。</li> <li>・研究実績 研究発表会の開催 深江中学校… 平成27年 1月28日 1年次 中間発表 10月30日 2年次 本発表 研究紀要の作成・配布 (市内全小・中学校) 深江中学校…10月30日 2年次 本発表時</li> </ul>
(9) 総合学習事業(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小学校の「総合的な学習の時間」の実施に当たっては、各校において計画的かつ効果的な活動がなされるよう、毎年度に総合学習事業歳出予算の再配当を行っている。</li> <li>平成27年度においても、児童の興味・関心等に基づく学習を、各校が創意工夫して実施することができた。</li> <li>小学校23校に対し、1校平均86,700円(85,400円)の配当を行った。</li> <li>・決算額 …1,551,260円(1,517,772円)</li> <li>・実施学校数 …19校(23校)</li> </ul>
(10) 総合学習事業(中学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校の「総合的な学習の時間」の実施に当たっては、各校において計画的かつ効果的な活動がなされるよう、毎年度に総合学習事業歳出予算の再配当を行っている。</li> <li>平成27年度においても、生徒の興味・関心等に基づく学習を、各校が創意工夫して実施することができた。</li> </ul>

項目	点検・評価のコメント
	活動内容等
	<p>中学校 8 校に対し、1 校平均 87,000 円 (87,000 円) の配当を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算額 …578,515 円 (633,933 円)</li> <li>・ 実施学校数 …8 校 (8 校)</li> </ul>
(11) 語学指導外国青年招致事業 (外国語指導助手の配置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内中学校に 6 人を配置し、中学校の外国語科等の学習指導、教職員に対する現職教育、スピーチコンテスト、国際交流活動等を教諭と協力して行っている。発音や発声の習得や国際理解教育の推進に大きく寄与した。また、市内全小学校へも月 1 回以上派遣している。小学校段階における外国語活動の意欲の喚起に大いに役立った。</li> <li>・ 配置状況 配置人数 …6 人 配置校 …6 校 (深江中、布津中、西有家中、北有馬中、南有馬中、加津佐中) (深江中、布津中、有家中、北有馬中、南有馬中、口之津中) 市内 8 中学校に、均等に週に 3 日ずつ、配置・派遣した。 市内 23 (19) 小学校及び幼稚園には月に 1 日 (2 日) 派遣した。</li> </ul>
(12) 学校給食関連設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自校方式調理場の段階的解消に向けて取り組んだ結果、平成 28 年 3 月 31 日現在、7 か所 (給食センター 6 か所、自校方式学校給食調理場 1 か所) である。 南島原市学校給食センターの建設に向けて検討を開始した。 栄養教諭及び市学校給食会の職員 (センター主任、調理員) による調理設備配置検討会を開催した。 龍石小学校閉校準備協議会で教育委員会としての考えを伝えた。 龍石地区自治会長説明会を開催した。</li> <li>・ 「南島原市学校給食センター調理設備配置検討会」開催 …4 月</li> <li>・ 「龍石小学校閉校準備協議会」出席 …5 月、7 月、9 月、11 月</li> <li>・ 「龍石地区自治会長説明会」開催 …3 月</li> </ul>
(13) 南島原市立小学校適正規模・適正配置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年 9 月に策定した「南島原市立小学校適正規模・適正配置事業基本方針」を柱とし、小学校の適正規模・適正配置化を学校、保護者及び地域とともに進めていくため、平成 24 年 8 月に「南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画」を策定した。 平成 27 年度は、この実行計画に基づき、以下の取組を行った。 西有家ブロック 西有家ブロック統合準備委員会開催 …4 月 21 日、8 月 25 日、10 月 22 日、12 月 17 日 西有家ブロック統合準備委員会 (総務部会) 開催 …5 月 20 日、6 月 4 日、7 月 28 日、9 月 17 日 西有家ブロック統合準備委員会 (地域部会) 開催 …5 月 17 日、8 月 4 日、8 月 11 日、9 月 16 日、11 月 30 日 西有家ブロック統合準備委員会 (教育課程部会) 開催 …7 月 23 日、9 月 14 日、10 月 20 日、12 月 7 日 西有家ブロック統合準備委員会 (整備部会) 開催 …5 月 19 日、7 月 28 日、9 月 16 日、10 月 27 日 西有家小学校閉校準備協議会開催 …7 月 31 日、10 月 9 日、12 月 8 日 龍石小学校閉校準備協議会開催 …5 月 26 日、7 月 21 日、9 月 14 日、11 月 24 日、1 月 14 日 慈恩寺小学校閉校準備協議会開催 …5 月 22 日、7 月 21 日、9 月 25 日、11 月 17 日、12 月 21 日 …5 月 25 日、7 月 23 日、9 月 15 日、12 月 15 日、1 月 15 日 長野小学校閉校準備協議会開催 …6 月 4 日、7 月 2 日、9 月 11 日、10 月 2 日、1 月 19 日 「西有家小学校閉校記念式典」開催 …1 月 24 日 見岳小学校閉校準備協議会開催 「慈恩寺小学校閉校記念式典」開催 …1 月 24 日</li> </ul>

項目	点検・評価のコメント
	活動内容等
	<p>「龍石小学校閉校記念式典」開催…1月31日  「長野小学校閉校記念式典」開催…2月14日  「見岳小学校閉校記念式典」開催…2月14日  南島原市立西有家小学校、龍石小学校、慈恩寺小学校、見岳小学校及び長野小学校を廃校…3月31日</p> <p>有家ブロック  「有家ブロック小学校統合実施計画（骨子案）」を作成した。  …3月1日  有家ブロック小学校統合実施計画（骨子案）説明会実施。  …3月1日～3月3日  「有家ブロック小学校統合準備委員会」を設置し、委員会を開催した。…3月29日</p> <p>布津ブロック  「布津小学校第一・第二分校本校併合準備協議会」開催  …5月28日、6月30日、9月1日、10月29日、12月16日、2月15日  布津小学校第一・第二分校閉校記念式典…2月21日</p>
(14) 幼児教育に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>北有馬幼稚園は、唯一の市立幼稚園として、「幼児期にふさわしい生活」、「遊びを通じた総合的な成長」、「生活の中での個に応じた発達」を教育方針に据え、幼児教育の推進を図っている。  1年を通して折々の教育活動や行事が実施され、保護者や外部の評価も高い。幼稚園教育の充実に向けて、2か月に1回の割合で保護者説明会を開催した。平成27年度の保育料は据え置き新制度へ移行すること、平成28年度は、激変緩和策を考慮した上での保護者世帯の市民税に応じた保育料となる予定であること、平成29年度以降は公私同額になる予定であること、通園バス等について説明を行った。</li> </ul>
(15) ICT機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子黒板等のICT機器を整備し、小・中学校の授業改善を進め、児童生徒の学力向上を図る。平成27年度は、小学校4・5年生全学級に28台整備し、小学校4～6年生全教室に整備完了。（<b>小学校6年生全学級に26台</b>）</li> </ul>

### 3 社会教育の推進に関する事務

項目		点検・評価のコメント									
		活動内容等									
(1) 社会教育委員兼公民館運営審議会委員の活動	① 会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育委員兼公民館運営審議会会議を年4回開催し、教育委員会が計画する事業の説明や事業の進捗状況、実績について報告を行った。実践する社会教育委員を目指し、生涯学習課が主催する事業へ参加し、事業の意義や問題点などに対する指導や助言を行うこととした。また、外部研修会等に参加した委員から、研修内容の報告を受け、研修成果について委員相互の共有化を図った。課題である社会教育委員の意識向上や活動について、長崎大学教授 江頭明文氏による講義を行い、社会教育委員としての使命感や社会教育の地域課題への取り組みについて研鑽を積むことができた。今後も、提言書「潤いとつながりのある地域教育力向上を図る」の具現化に向けた取り組みについて協議を行っていくこととした。</li> <li>第1回（6月）平成26年度事業実績・平成27年度事業計画・予算について（長崎県社会研究大会等について）</li> <li>第2回（9月）研究協議               <ul style="list-style-type: none"> <li>①提言書をもとにした社会教育事業への検討</li> <li>②社会教育委員活動を見つめ直す</li> </ul> </li> <li>第3回（11月）平成27年度社会教育事業推進状況について第2回の研究協議の報告</li> <li>第4回（3月）研究協議（委員の想いをかたちにするために）               <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会教育委員は何をしたらいいのか、何ができるのか</li> <li>②これから共通して、研究あるいは実践したいこと</li> </ul>               講義「ふるさとを想う」～今こそ社会教育にできること 長崎大学教授 江頭 明文氏             </li> </ul>									
	② 委員の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育並びに公民館関係の研究大会に積極的に参加することにより、社会教育委員兼公民館運営審議会委員としての意識向上と自己研鑽を図った。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>九州地区研究大会</th> <th>県研究大会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加回数</td> <td>2回（2回）</td> <td>3回（4回）</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人員</td> <td>11人（10人）</td> <td>15人（9人）</td> </tr> </tbody> </table>			九州地区研究大会	県研究大会	参加回数	2回（2回）	3回（4回）	参加延べ人員	11人（10人）
	九州地区研究大会	県研究大会									
参加回数	2回（2回）	3回（4回）									
参加延べ人員	11人（10人）	15人（9人）									
(2) 家庭教育の充実	① 家庭教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育は全ての教育の出発点という認識に立ち、少子化や核家族化等による環境の変化に対応した子育て支援の充実を図るため内閣府や文科省の補助事業等を積極的に活用し、地域人材の育成と親の学びの機会の充実に努めた。特に親の学びの対象年齢を乳幼児期に引き下げ、子育てに関心が高い時期から学びの機会創出を図るとともに、学びの場としてわくわく広場の開設や公民館のほか、図書館の積極的な活用に努めた。現代的課題の解決に向けた一歩を踏み出したことで一定の評価ができる。今後も家庭教育支援のネットワーク化や親の学びの機会の充実に努めたい。</li> <li>家庭教育支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成                   <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育支援指導者養成講座</li> <li>ファシリテーター養成講座                       <ul style="list-style-type: none"> <li>1月19日～20日 受講者20人（17人）</li> </ul> </li> <li>コアサポーター養成講座                       <ul style="list-style-type: none"> <li>7月21日～22日、8月3日～4日、10月8日、11月24日</li> <li>受講者15人（15人）</li> </ul> </li> <li>コアサポーターフォローアップ講座                       <ul style="list-style-type: none"> <li>10月25日 受講者12人（15人）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>学びの機会                   <ul style="list-style-type: none"> <li>市内137講座（106講座）</li> <li>受講者4,863人（6,499人）</li> <li>（親子体験型家庭教育学級、子育てサロン講座、おはなし会ほか）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>家庭教育講演会の実施</li> </ul>									

項目		点検・評価のコメント
		活動内容等
		<p>7月23日 ありえコレジヨホール 坪田 信貴氏 演題「子どもの底力を圧倒的に引き出す5つのポイント」</p> <p>11月21日 西有家総合学習センター 倉成 央氏 演題「家族の絆で結ぶ 子どもの笑顔」</p>
(3) 地域教育力の充実	① 青少年教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校・家庭・地域社会の連携を推進するため、学校支援会議を核として学校・家庭や地域が連携協働し多くの地域住民の参画を得、中学生を対象にした学習支援「南島原未来塾」を新規開設したほか、本市の社会教育の代名詞ともいえる放課後子ども教室「寺子屋21」についても、土曜学習活動のみならず平日の放課後対策としての教室の設置や地域で学ぶ通学合宿モデル事業を行なうなど、地域的・現代的課題の解決に向けて取り組んだ。また、県の事業である長崎っ子を育む地域・家庭教育力向上推進事業のモデル指定を受け、学校支援会議を核に「南島原っ子の夢・憧れ・志育成プロジェクト」を立ち上げ、学校・家庭・地域の更なる連携協力による子どもたちの生きる力や相互の教育力向上に努めた。</li> <li>モデル校指定事業 平成26年度～ モデル校指定 有家小学校</li> <li>放課後学習支援事業（南島原未来塾） 学習塾に通っていない市内の中学3年生を対象に教員OB大学生その他地域指導者の協力を得て、学習支援塾「南島原未来塾」を北有馬・布津を除く市内6地区で開催した。 参加者数 69人 指導者数 23人</li> <li>放課後子ども教室・ながさき土曜学習推進事業（寺子屋21） 放課後や週末等に学校や社会教育施設を利用して、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を夢や希望に向かってたくましく生き抜く子どもの育成を目的に、国の補助制度を受けて放課後子ども教室を実施した。この取組は全市的に拡充し、県内271教室のうち、本市で、年間を通して93教室を開催した。 前期は86教室・参加者は延べ868人（86教室・862人） 後期は88教室・参加者は延べ939人（85教室・881人）であった。 また、放課後児童クラブとの連携も充実してきており、地域の教育力の充実という点で一定の評価ができるが、週末活動がメインであり、今後も更なる継続と拡充を図るため、今後は公民館等を核とした整備充実が課題であり、地域の教育力を活かした様々な体験・交流・学習活動を企画していきたい。</li> <li>地域で学ぶ通学合宿事業 子どもたちが家庭から離れ、地域住民の協力のもと6泊7日程度の合宿生活を通して、自主性・協調性、さらに感謝の気持ちを培うとともに保護者は家庭教育の在り方を見つめ直す機会となった。  6泊7日通学合宿 有家 9月6日～12日 ありえコレジヨホール 33人 北有馬 10月18日～24日 北有馬ピロティエ 15人 南有馬 11月15日～21日 原城オアシスセンター 16人 加津佐 10月25日～31日 加津佐公民館 17人  3泊4日通学合宿 布津 10月6日～9日 布津公民館 12人 長野 7月5日～8日 西有家公民館長野分館 10人 龍石 6月28日～7月1日 西有家公民館龍石分館 8人</li> <li>子ども会育成事業 市内子ども会の育成、助長を図り、地区子ども会間の連携及び相互の進歩向上を期することを目的に実施した。  心のふるさと交流事業（宮城県南三陸町児童との交流事業） 「イルカウォッチング、海水浴、カヌー体験、昼食づくり」 8月8日 加津佐前浜海水浴場ほか 12人（11人）</li> </ul>

項目	点検・評価のコメント	
	活動内容等	
		<p>子ども映画会 8月24日 ありえコレジヨホール 610人 (636人)</p> <p>のびのび少年デー 11月7日～8日 口之津地区 724人 (870人)</p> <p>指導者、育成者研修会 1月31日 西有家カムス 次期ジュニアリーダー研修会 134人 (52人) 2月13日～14日、千々石少年自然の家 3月12日～13日 エコ・パーク論所原 市内2ブロックに分けて開催 134人 (101人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年健全育成事業 青少年の健全育成及び非行事故防止を目的に実施した。 自然と遊ぼう 4月29日 有家俵石自然運動公園 約2,000人 (2,000人)</li> <li>少年ソフトボール大会 7月19日 ありえ総合運動公園 10チーム (15チーム)</li> <li>夏休み帰宅放送 夏休み期間 (7月21日～8月31日) 各中学校代表 ファミリンピック 11月7日 布津世紀の泉 700人 (700人)</li> <li>南島原市民会議広報紙配布 (学校経由他) 5,000部 (5,000部)</li> </ul>
② 成人教育		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館講座等の学習活動の機会と内容の充実を図るとともに、学習の成果を社会に還元できるような環境の整備に努めている。市民からは、「合併して学習機会が広がった」との一定の評価を得ているが、単発の講座が多く、今後は地域課題に即した講座や人づくり・地域づくりに繋がる学習会、文化協会や自治公民館などとの連携事業を企画し、公民館本来の役割を考えた事業の実施に努めたい。今年度は長崎県立大学が開校している地域公開講座7講座に申込み専門的な知識を市民参加者へ提供する事ができた。</li> <li>・ 講座の一つ「歩健学6回講座」では、他市の歩こう会メンバーとの交流、県立大生徒との交流など充実した講座となった。歩健学については平成28年度で一旦終了し自主サークル化へ移行する予定である。一般講座では33講座を実施した。今年度は市民自主企画講座を募集し口之津町自主グループ「ささえさんの会」より申込みがあり、36人の参加を受けて講演会形式で開催できた。全般的に受講者数は増えているが、やはり趣味等の講座が多く見られた。 平成28年度は公民館講座について、講座自体の見直しを行い文化協会等との連携、自主グループ育成を目指した講座を数多く行いたい。</li> <li>・ 各種公民館講座の開設 実績 地域公開講座 (長崎県立大) 7講座 (8講座) 11回 (12回) 延べ149人 (130人)</li> <li>一般講座 33講座 (15講座) 124回 (98回) 延1,835人 (1,265人)</li> <li>市民自主企画講座 1講座 1回36人</li> <li>・ 県立学校地域開放講座 平成27年度は翔南高校1校開催、平成28年度は2校開催予定 県立高等学校の人材と施設を活用した「成人大学講座」の受講としては、今年度は1校のみの開催となったため、参加者についても減少になっている。 「島原翔南高校地域開放講座」 2講座 (3講座) (韓国語・英語) 延べ54人 (52人)</li> </ul>
③ 人権教育		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少年人権学習事業の開催 (市内全ての中学生対象) 青少年人権講演会 「隈部 浩美 氏」 12月4日 深江中・南有馬中</li> </ul>

項目	点検・評価のコメント	
	活動内容等	
		<p>1 2月7日 加津佐中・北有馬中</p> <p>1 2月8日 布津中</p> <p>1 2月9日 口之津中・西有家中</p> <p>1 2月10日 有家中</p>
④ 芸術文化事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの市民に親しまれる本物の舞台芸術や展覧会などの鑑賞機会を提供し文化・芸術の振興と豊かな地域づくりの推進を目的に開催した。今後、更に多くの方が気軽に鑑賞できる機会の提供を図りたい。</li> <li>・ 青少年劇場の開催（中学生を対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>内容 演劇 「吉林食堂」 劇団道化</li> <li>5月27日 深江中学校 263人</li> <li>内容 狂言 大蔵流山本会</li> <li>5月21日 口之津中学校 263人</li> <li>内容 ALOHA!フラ</li> <li>レアト・S・サヴィーニ、カワヒネ関谷ハワイダンサー</li> <li>10月5日 西有家中学校 237人</li> </ul> </li> <li>・ 子どもミニコンサートの開催（小学生を対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>内容 「ピアノトリオ」（ピアノ、ヴァイオリン、チェロ）</li> <li>5月19日～21日 市内小学校6校 566人 <b>(302人)</b></li> </ul> </li> <li>・ 子ども夢劇場の開催（小学生を対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>内容 児童劇 「なるほ堂ものがたり」 劇団風の子</li> <li>10月27日～29日、11月4日</li> <li>市内4会場 856人 <b>(2, 377人)</b></li> </ul> </li> <li>・ ひまわり夢劇場の開催（幼児を対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>内容 人形劇 「さるかに合戦」 劇団パレット</li> <li>6月29日～7月1日 市内3会場 1,026人 <b>(939人)</b></li> </ul> </li> <li>・ 芸術文化振興事業の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>ミュージカル『広い宇宙の中で』</li> <li>7月4日 ありえコレジヨホール 368人</li> <li>Kiroroコンサート</li> <li>7月11日 ありえコレジヨホール 688人</li> <li>市政施行10周年記念事業 南島原市吹奏楽フェスティバル</li> <li>シエナ・スピリッツ クリニック&amp;コンサート</li> <li>クリニック 10月10日 ありえコレジヨホールほか</li> <li>中学生143人</li> <li>コンサート 10月11日 ありえコレジヨホール 622人</li> <li>クラシックコンサート「音楽のおくりもの」（2公演）</li> <li>11月23日 ありえコレジヨホール 367人</li> </ul> </li> <li>・ セミナリヨ版画展の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>第15回南島原市セミナリヨ現代版画展</li> <li>2月27日～3月6日 ありえコレジヨホール</li> <li>同巡回展 雲仙ビードロ美術館、長崎県美術館</li> <li>応募総数10,880点 <b>(9,231点)</b></li> <li>参観者数2,787人 <b>(3,408人)</b></li> </ul> </li> </ul>
⑤ 図書館		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の利便性を向上させ、より使いやすい図書館運営を図るため、市内6図書館、2図書室が連携・協力し読書活動の推進に取り組んだ。また、「子どもと本でつながる学校と図書館」連携事業として、学校図書館に図書館司書を派遣し、小・中学校図書館、図書館、公民館図書室が相互に連携し、図書資料の充実を行い、子どもの読書活動推進に取り組んだ。更には、家庭教育支援施設としての機能の充実を図るため、親子や幼児を対象とした図書館教室の開催や、乳幼児図書の充実を努めた。このように他市にない充実した読書環境の地域性を生かし、知の地域づくりに努めるもので、図書館と学校図書館の連携により、学校図書館の充実と子どもの居場所づくりや読書教育充実につながったことは一定の評価ができる。今後、保護者や地域住民によるボランティアの育成を目指し、社会教育</li> </ul>

項目		点検・評価のコメント
		活動内容等
		<p>行政職員、図書館職員、図書館ボランティア、学校などの関係機関と連携を密にし、知の地域づくりに取り組んでいきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 読書サポーター養成講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>11月7日、11月14日、12月2日 全3回</li> <li>ありえコレジヨホール他 受講者延べ234人 (326人)</li> </ul> </li> <li>・ おはなしカーニバルin南島原～きてみんな～!! <ul style="list-style-type: none"> <li>7月19日 コレジヨホール 大人と子供のための読み聞かせの会</li> </ul> </li> <li>・ 言の葉（ことのは）ライブin学校図書館 <ul style="list-style-type: none"> <li>12月3日 飯野小学校（午前） 有家小学校（午後）</li> </ul> </li> <li>・ 図書館教室（図書館まつり含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>各図書館 参加延べ人数 9, 275人 (10, 510人)</li> </ul> </li> <li>・ 図書館まつり 6月～3月 各図書館</li> <li>・ 図書館友の会支援事業 図書館友の会7団体へ運営費補助</li> </ul>

#### 4 スポーツの振興に関する事務

項目	点検・評価のコメント	
	活動内容等	
(1) スポーツイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施しているスポーツイベントは、市民の健康増進・体力と運動能力の向上とスポーツによる地域活性化に視点をおいた取り組みを行っている。一部のイベントにおいて、企画運営を総合型地域スポーツクラブ「TEAMひまわり」へ委託することにより企画や運営面の向上を図った。役員についてはスポーツ推進委員会を中心に依頼をしているが、推進委員以外の役員確保が大きな課題となっている。</li> </ul>	
① 南向きファミリー元気フェスタ!	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで子どもたちの体力や運動能力の向上を目的として事業を展開してきたが、平成26年度からは生涯スポーツ推進の視点から、対象を一般・高齢者まで広げ、「ひまわりウォーク2015」を実施した。平成24年度からは企画、運営を総合型地域スポーツクラブ「TEAMひまわり」へ委託、大会運営もスムーズに行われている。今後は内容の充実を図るための検討を行う。</li> </ul> <p>11月3日 135人(122人)</p>	
② 口加駅伝競走大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅伝の魅力であるチーム競技として多くの参加者で盛り上がっている。コースは加津佐B&amp;G海洋センター前をスタート、ゴールの周回コース。</li> </ul> <p>12月13日 50チーム・342人(59チーム・389人)</p>	
③ 南島原市綱引き大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、小学生の参加や応援者も多く活気のある大会として好評である。小学生の部では体力の差もあるが、練習を重ねてきたチームが入賞しており競技力とチーム力の向上が見られる。運営面の改善を行いながらスムーズな運営を図っている。</li> </ul> <p>平成26年度から6月開催へ変更し、懸案事項であったスタッフの確保などの課題解消がみられた。</p> <p>6月28日 34チーム・371人(43チーム・462人)</p>	
④ 原城マラソン大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市制施行10周年記念事業として位置づけ、過去最多となる参加者で盛り上がった大会となった。雨天時の場合の駐車場に課題は残るが、電話受付業務委託など大会運営が、年々安定してきた。</li> </ul> <p>会場内では各協賛店の出店や素麺の無料サービスなどで特産品のPRを行い、原城本丸においては観光ガイドを実施し、長崎の教会群とキリスト教関連遺産のPR活動も行った。</p> <p>招待選手は元オリンピックランナーの松野明美選手、十八銀行女子陸上部拓殖大学の白石海斗選手、県高校駅伝で活躍の松浦高校陸上部で大会に花を添えた。</p> <p>2月28日 1,873人(1,816人)</p>	
⑤ 小学生水泳教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市は前浜・白浜海水浴場といった美しい自然環境を有していることから水泳に親しむ環境づくりと、水難防止の目的のため市内全地区で低学年を対象に水泳教室を開催した。</li> </ul> <p>7月29日～8月5日 269人(273人)</p>	
⑥ フィットネススクール	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の体力の保持と健康増進を目指し、ストレッチ健康体操、ズンバなどのフィットネススクールを開催した。</li> </ul> <p>6月27日～12月14日までのうち20回 延べ270人(233人)</p>	
⑦ 市民スポーツ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市体育協会主催による市民スポーツ大会を開催している。運営については体育協会の加盟団体に一任しており、県民体育大会出場の前選会としての位置づけの大会である。</li> </ul> <p>7月12日～9月6日 2,440人(2,568人)</p>	
⑧ スポーツ専門指導員育成講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内スポーツの競技力向上を見据え、少年スポーツ指導者、スポーツ関係者、スポーツ推進委員等を対象に専門的なトレーニング知識の習得とレベルアップを図ることを目的に平成23年度から取り組んでいる事業である。</li> </ul> <p>講習会 スポーツマッサージの効果と必要性 講師 中山 大輔 氏(TACスポーツ企画) 11月26日 15人(25人) ビジョントレーニングの理論と実際 講師 中村 尚広 氏(尚時堂株式会社代表取締役) 12月9日 35人(24人)</p>	

項目		点検・評価のコメント
		活動内容等
		<p>講演会  伝えると伝わるは天地の差  講師 高光 りょうすけ 氏（ドリームネットワークコーポレーション代表取締役）  2月26日 43人</p> <p>セミナー  勝利を生み出す感動力の魔法  講師 高光りょうすけ氏（ドリームネットワークコーポレーション代表取締役）  3月9日 40人</p>
	⑨ アクアスロン大会	<p>・ 長崎がんばらんば国体デモスポ行事であったアクアスロン大会を南島原市独自のスポーツ行事として第1回大会を開催。スイム会場を白浜海水浴場、ランコースを早崎半島特設コースで行うことにより、南島原市の持つ自然の魅力を体感できる大会となった。  9月13日 224人</p>
(2) スポーツ団体との連携		<p>・ 基本的な考え方として、競技スポーツの普及と競技力向上については、体育協会の加盟団体に委ねながら、同調した形での推進を図っていく方針を持っている。また、市として実施する生涯スポーツに関する事業等についてはスポーツ推進委員の協力を得ながら、連携して実施していきたいと考えている。  平成26年度に長崎がんばらんば国体が終了したが、今後も各競技にどのような有望選手がいるのか把握すると同時に、ジュニアの競技力向上を図るために、指導者育成講習会等を開催しながら、体育協会と連携した取り組みを進めていく。  また、総合型地域スポーツクラブ「TEAMひまわり」との連携を図り幼児から高齢者まで、幅広い年齢層に対応したスポーツ環境を構築していく。</p>
	① 南島原市体育協会との連携	<p>・ 現在22競技団体（そのうちトライアスロン協会は準加盟）が加盟しており、市民スポーツ大会の開催や県民体育大会への選手団の派遣等、市内競技スポーツの競技力向上に取り組んでいる。  長崎がんばらんば国体が終了したため、ここ数年間の長崎国体へ向け特化した形であったであろう各競技団体の強化事業を、計画的・多角的に推進していくための方向修正が必要となる。</p>
	② 南島原市スポーツ推進委員会との連携	<p>・ 現在（平成26年度～27年度任期）のスポーツ推進委員の人数は、80人である。  市内すべてのスポーツ事業において協力を得ており、各種事業が支えられている。  また、各地域で開催されている地区体育祭等の行事においても中心的な役割を持ち、地域活性化の一役を担っている。今後も、長崎がんばらんば国体の取り組みとして行ってきた「がんばらんば体操」の普及推進を引き続き実践していく。</p>
	③ 総合型地域スポーツクラブとの連携	<p>・ TEAMひまわりは、幼児期からの運動能力・運動神経の向上を目的とした保育園・幼稚園を巡回する「からだ遊び」教室や各種スポーツ教室を主たる事業とし、また、一昨年度から市の事業の講師派遣業務や企画運営業務の委託を行っている。  事業経営については一定期間、市の支援が必要であると考え、運営補助金の交付などを行っている。  課題としては、スタッフの確保や会員数が伸びていないことから、新しい事業展開を図る必要がある。また、保育園・幼稚園を巡回して行っている「からだ遊び」教室が軌道に乗り、「TEAMひまわり」の主事業的な位置づけになっていることから、このまま事業運営を安定的に継続していくためにも、平成27年度までで終了する市からの補助金を平成30年度まで3年間延長する。</p>

5 文化財の保護活用に関する事務

項目		点検・評価のコメント
		活動内容等
(1) 資料館等の維持・管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き収蔵品の保存管理に努めるとともに展示資料等についてよりいっそうの周知を図る必要がある。</li> </ul>
	① 口之津歴史民俗資料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>口之津歴史民俗資料館収蔵品の燻蒸処理、修繕、施設ガイダンス（館長解説） 入館者数 9,529人(12,733人)</li> </ul>
	② 深江埋蔵文化財・噴火災害資料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>深江埋蔵文化財・噴火災害資料館展示資料の整理並びに説明 入館者数 462人(400人)</li> </ul>
(2) 指定文化財の保護・管理	① 指定文化財の保護管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>国指定・県指定・市指定文化財の保存管理に努める。特に日野江城跡や原城跡においては、景観が損なわれることのないように配慮する必要がある。 原城跡と日野江城跡の史跡等を主に除草作業を実施した。市内史跡の除草作業も定期的実施している。緊急雇用対策事業による除草作業も同時に実施されているため除草作業区域が拡大した。</li> <li>指定文化財の外、重要な歴史遺産の周知を図るため、南島原市文化財ガイドブックを1,000部刊行した</li> <li>南島原市指定文化財「四面宮石造物群」の整備工事を24㎡実施した。</li> </ul>
	② 指定文化財の巡回	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財の巡回を行い、き損等の初期発見に努める必要がある。 指定文化財の巡回 月1回加津佐から深江の主な文化財の巡回を兼ねて除草作業を実施する。地域住民等の維持管理が望めないため文化財課で巡回しながら除草作業を実施している。</li> </ul>
	③ 指定文化財の防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財の防災訓練を地域住民と協力して行う必要がある。 文化財防火デーに防災訓練を実施しなかつたが、悪天候のため中止した。</li> </ul>
(3) 埋蔵文化財の発掘調査	① 権現脇遺跡本調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省受託事業 調査面積 593㎡完掘(1,795㎡)</li> </ul>
	② 諏訪ノ上地区本調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営補圃場整備に伴う発掘調査委託金事業 調査面積 773㎡完掘(1,605㎡)</li> </ul>
	③ 東新堂原遺跡範囲確認調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内遺跡発掘調査事業 調査面積 8㎡ 縄文時代後期や中世遺物が出土した。</li> </ul>
	④ 石原遺跡範囲確認調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内遺跡発掘調査事業 調査面積 8㎡ 縄文時代の土器が出土した。</li> </ul>
	⑤ 養台寺跡範囲確認調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内遺跡発掘調査事業 調査面積 4㎡ 石器が出土した。</li> </ul>
	⑥ 野中遺跡範囲確認調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内遺跡発掘調査事業 調査面積 44㎡ 縄文時代や中世の遺物が出土した。</li> </ul>
	⑦ 馬場地区試掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>馬場地区圃場整備事業に伴う試掘調査を実施した結果、遺跡（水打場遺跡、上横馬場遺跡）を発見した。 調査面積 84㎡ 遺構及び縄文時代や弥生時代の石器・土器が出土した。</li> </ul>
	⑧ 新堂原遺跡範囲確認調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内遺跡発掘調査事業 調査面積 4㎡ 遺構・遺物は出土しなかった。</li> </ul>
	⑨ 野中遺跡隣接地試掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内遺跡発掘調査事業 調査面積 88㎡ 遺構（縄文時代）、縄文時代・弥生時代・古墳時代・中世の遺物が出土した。</li> </ul>
(4) 文化財保護審議会	① 文化財の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある31件の文化財を南島原市指定文化財に指定した。</li> </ul>

6 世界遺産登録に関する事務

項目		点検・評価のコメント
		活動内容等
(1) 世界遺産登録活動推進事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録推進に係る事務やガイダンス機能強化を目的として実施する事業である。平成27年度は世界遺産登録審査に係るイコモスの現地調査が行われその中間報告で厳しい評価が示されたことから「教会群」の推薦書は、一旦取り下げを行い平成30年度の世界遺産登録を目指すこととなった。取り下げ後は、再度国内推薦を受ける必要があることから長崎県や文化庁とともにイコモスの助言を受けながら推薦書の見直し作業を実施し、3月31日に文化庁に推薦書素案を提出している。なお、平成27年度においては、イコモス対策などを中心とした世界遺産登録推進に係る事務、ガイダンス機能強化のための情報発信事業等、世界遺産登録に向けて必要な準備作業については長崎県や文化庁と連携しながら確実に実施した。</li> </ul>
	① 世界遺産登録推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産登録推進事務事業 イコモス現地調査対策事業（史跡及び周辺環境の整備、現地調査に係るシミュレーション、国、県、市町と連携した受け入れ準備） 各種会議及び打ち合わせの実施（世界遺産学術委員会、県市町調整会議専門家等との協議打ち合わせなど） 世界遺産登録推進事業費県市町負担金（県が代表して実施する啓発事業推薦書作成など、世界遺産登録推進業務に係る負担金の拠出1,548千円）</li> </ul>
	② 世界遺産情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>有馬歴史ガイド運用及び拡張業務委託 平成25年度に作成した南島原市世界遺産情報発信システム（運用名称「有馬歴史ガイド」）を、個人所有のスマートフォンやタブレット端末でも利用可能なシステムへの拡充とガイド内容についてさらに充実をさせるための紹介内容（コンテンツ）の追加、利用者を飽きさせないための機能の追加などを行い運用を開始した。</li> </ul>
(2) 構成資産等の保存・整備・活用に関する事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産である史跡原城跡や日野江城跡を中心とする関連する歴史遺産は、地域の宝であるとともに、地域の観光や産業をさらに発展させていく貴重な資源として位置づけており万全な状態で保存・管理しながら活用していくことが望まれる。本事業は、史跡等の価値を万全な状態で保護するための保護管理事業、史跡の文化財的な価値を追求するための調査事業、史跡の価値を保護すると同時に来訪者に理解していただくための整備事業及びそれに関連する公有化事業等により構成される。平成27年度においては、広大な敷地を誇る史跡日野江城跡、原城跡について、市の基金事業を最大限活用した除草作業等の史跡の保存管理事業原城跡における史跡の公有化事業、日野江城跡の発掘調査事業、日野江城跡及び原城跡の整備事業等について、県や文化庁などと協議を行いながら万全に実施した。</li> </ul>
	① 指定文化財等保護管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用対策基金事業 「人が、産業が、まちが元気になる雇用創出基金事業」を活用して延べ8人を雇用し、5月から3月までの11か月間、史跡日野江城跡、原城跡を中心とする市内の文化財の清掃や除草作業を実施した。</li> </ul>
	② 指定文化財等公有化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>原城跡公有化事業 史跡を適切に保護管理し、整備活用につなげていくために史跡原城跡内の私有地5,723㎡（8筆、地権者5人分）の買い上げを実施した。</li> </ul>
	③ 日野江城跡発掘調査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>日野江城跡発掘調査事業 前年度に引き続き、過去の二ノ丸地区における遺構分布の確認等を目的として、前年度調査区の拡張及び地中レーダー探査の成果を基に調査を実施した。 調査面積 約400㎡（うち図化委託390㎡） 調査期間 4月9日～3月31日 調査区 50区、52～54区、60～61区</li> </ul>
	④ 史跡日野江城跡整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡日野江城跡気象環境調査 階段遺構の整備方針等の検討のため、温湿度、紫外線等の計測を実施した。</li> </ul>

項目		点検・評価のコメント
		活動内容等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>日野江城跡整備工事 遺構の保護を目的とした整備工事、史跡内の洗掘箇所や崩落箇所の防止・復旧工事を実施した。また、曲輪8・9付近において連続繊維補強土工法による崖面崩落防止工事を実施した。さらに、公開活用に資するため園路改修、説明板2基を改修した。</li> <li>史跡日野江城跡階段遺構覆屋借上 日野江城跡の階段遺構の保存状態確認を行う際、遺構に与える影響を最小限にとどめるために仮設で設置していた覆屋について、その目的を達成したことから3月末をもって撤去を行った。</li> </ul>
	⑤ 史跡原城跡整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>原城跡崖面崩落防止工事（B工区） 本丸崖面東半部の崩落防止対策工事を、崖面裾部をカゴマットを基本とした工法により実施し、合わせて施工監理の業務委託を行った。</li> </ul>
(3) 歴史資料調査及び地域調査事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産登録推進には世界遺産としての顕著な普遍的価値の証明が不可欠である。本事業においては、顕著な普遍的価値の証明を行うための根拠を明確にするために史跡周辺の現地調査や全国各地に収蔵されている本市にゆかりのある歴史資料に係る調査を実施した。また、収集した歴史資料の調査研究も実施し推薦書をブラッシュアップするための資料として使用することができた。</li> </ul>
	① 調査研究等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>拓本整理業務委託 現地調査の一環として実施したキリシタン墓碑の調査の成果品であるキリシタン墓碑等の拓本について寄贈を受けたことから、当該拓本110点のうち31点について、裏打ちを実施し、うち重要な2点（国指定吉利支丹墓碑、谷川墓碑）については表装を行った。</li> <li>文献等調査事業 購入した絵図や文献等についての調査研究を実施し、その成果を報告書として刊行した。また、研究成果を広く活用するために企画展や講座を開催した。 南島原市文化財調査報告書第8集 有馬家島原・天草一揆関係文書 500部</li> </ul>